

新三重県建設産業活性化プラン 概要

1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3 計画期間

「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

4 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

5 建設業のめざすべき姿

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

(3) 地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

6 建設業をとりまく現状

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

(2) 地域に必要とされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

(3) 未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約1%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高等学校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

7 めざすべき建設企業像

(1) 確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

(1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。

(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

(2) 地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

(2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。

(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

(3) 未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 売上高経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

(3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。

(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。

(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

8 取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

取組目標 工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要なとされる建設企業

取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
 - 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
 - 地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
 - 地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
 - 入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
 - ゼロ負債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
 - 適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正
 - 現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
 - ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進
 - 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請企業（技能労働者）の利潤確保
 - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施
 - 重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

